

概要版

# 袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第5期介護保険事業計画



平成24年3月  
袖ヶ浦市

# 1 計画策定の趣旨

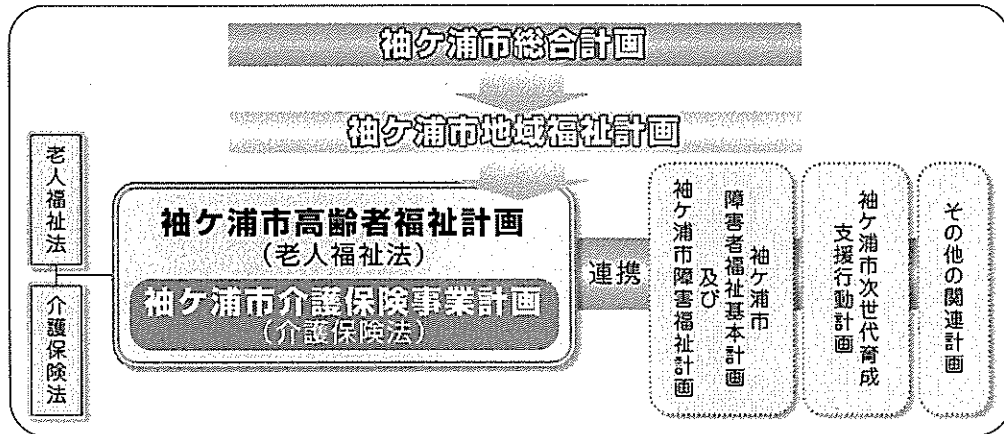
我が国では、平均余命が世界でも最高水準となるとともに、少子高齢化が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成26年には4人に1人が高齢者になると見込まれており、平成27年には第1次ベビーブーム世代が65歳に到達することから、高齢化の進展は一層急速なものになると予想されます。

高齢者の多様化する生活スタイルを考慮し、元気な高齢者から要介護状態にある高齢者まで、地域でいきいきと安心して暮らすことができるように、健康づくりや介護予防活動を推進するとともに、高齢者の自主的な社会活動や生きがい活動を促進することが重要となっています。

こうした背景をもとに、本計画は、介護保険法の基本的理念を踏まえ、これまでの介護保険事業の実績や地域特性を考慮しながら、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第3期介護保険事業計画で策定した、平成26年度の目標に至る最終段階の位置づけとして策定しています。

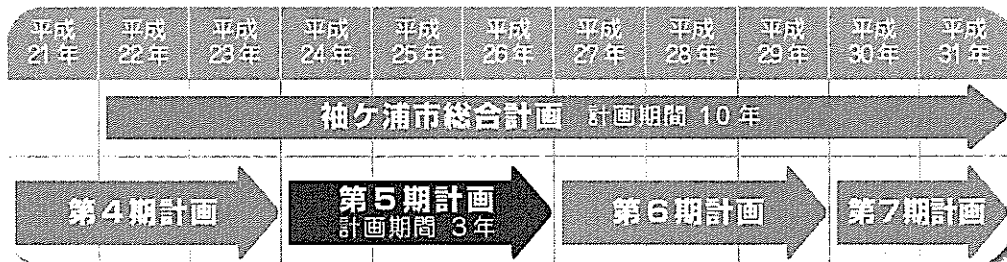
# 2 計画の位置づけ

本計画は、「袖ヶ浦市高齢者福祉計画」と「袖ヶ浦市介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。また、「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、「袖ヶ浦市地域福祉計画」や「袖ヶ浦市障害者福祉基本計画」及び「袖ヶ浦市障害福祉計画」等、他の関連する計画との連携及び整合を図って策定されるものです。



# 3 計画の期間

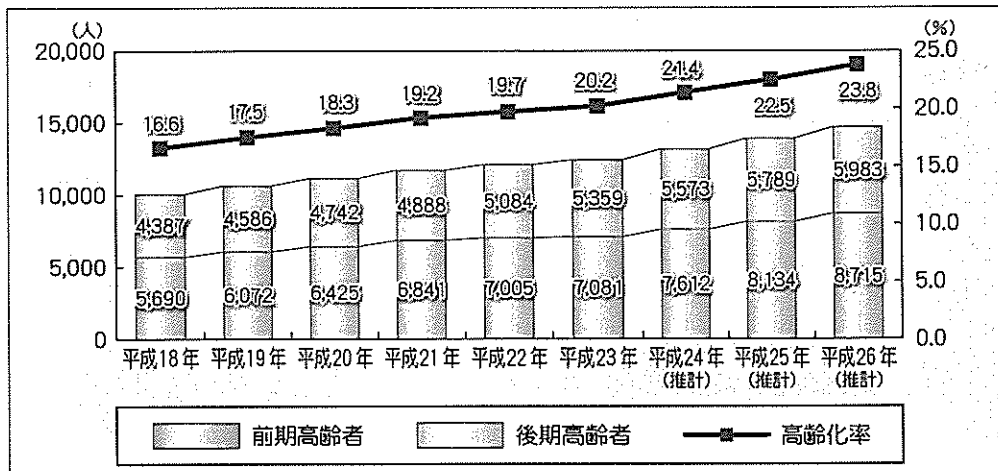
本計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とし、平成12年4月の介護保険制度創設から第5期目の計画となります。



# 4 袖ヶ浦市の現状

## (1) 高齢者人口の推移

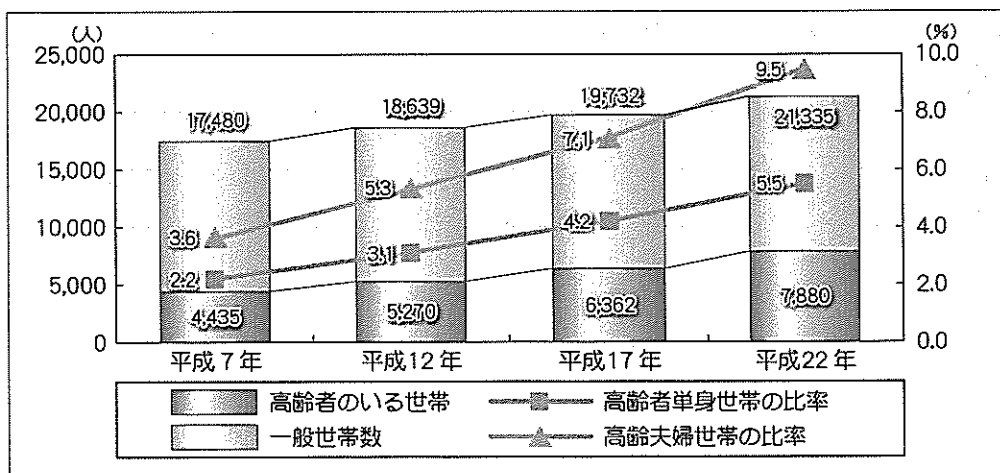
平成26年度における総人口は、61,847人となると見込まれます。このうち、65歳以上の高齢者数(第1号被保険者)は14,698人、40～64歳の第2号被保険者は21,357人と見込まれ、高齢化率は平成23年度の20.2%から23.8%へ上昇すると見られます。



## (2) 高齢者世帯の現状

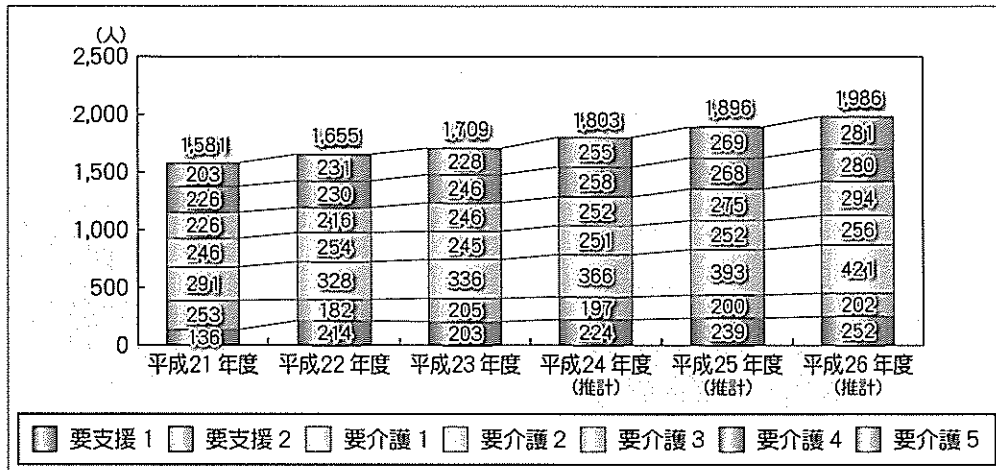
国勢調査の結果でみると、総人口が横ばいである中、総世帯数、一般世帯数ともに、特に平成17年以降の増加が顕著にみられます。

一般世帯のうち高齢者のいる世帯は、平成22年調査で36.9%となっています。また、高齢者単身世帯は平成22年調査で1,000世帯を超えており、高齢夫婦世帯は一般世帯の約1割を占めています。



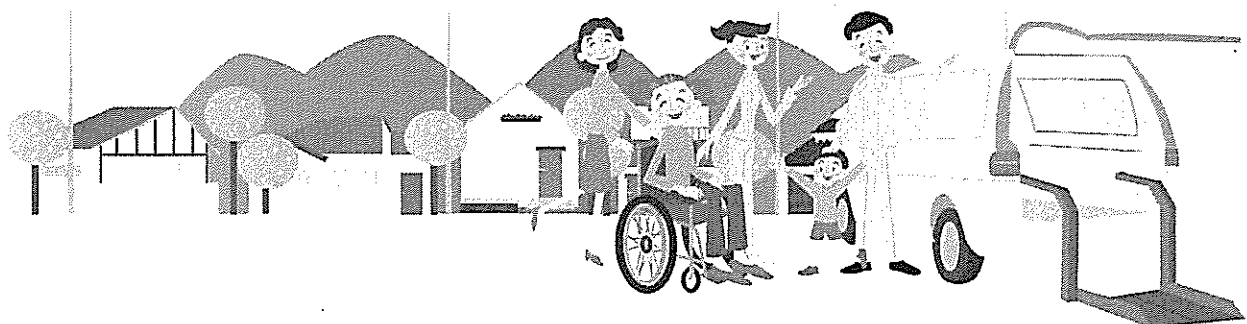
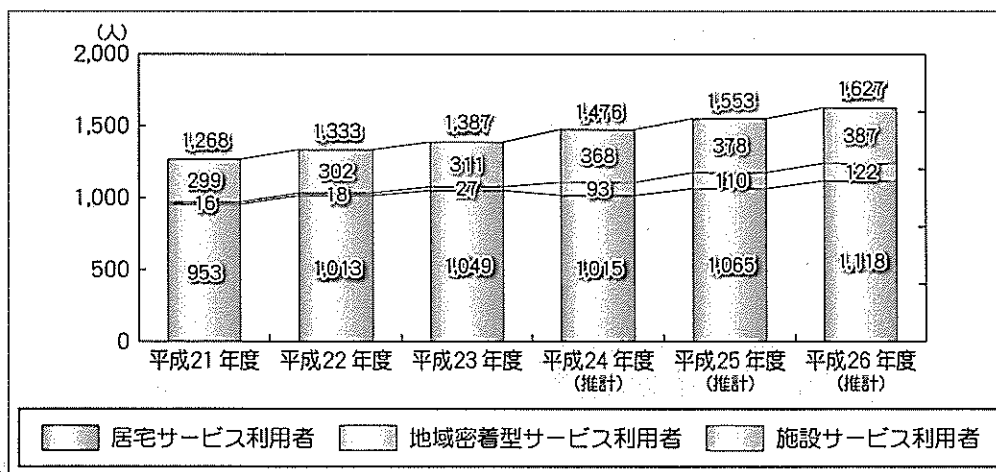
### (3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援認定者は、平成23年度の408人から平成26年度には454人となり、46人(11.3%)の増加、要介護認定者数は平成23年度の1,301人から平成26年度には1,532人となり、231人(17.8%)の増加と見込みます。



### (4) 介護サービス利用者(受給者)数の推計

要支援・要介護認定者のうちサービスを利用する人数について、国から示された事業量ワークシート、及び過去の各サービスの利用状況の推移及び市内、周辺地域の今後の施設整備等の見通しを勘案して、下表のように推計しました。平成26年度には、1,627人の利用者(受給者)数を見込みます。

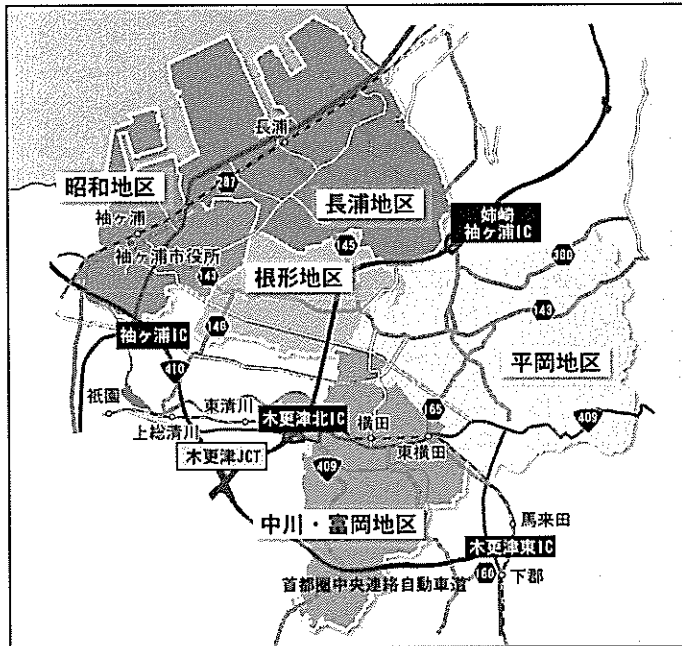


## 日常生活圏域の設定

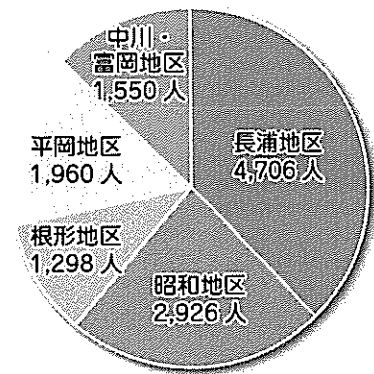
日常生活圏域とは、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

本市では、第3期計画において昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の、5つの日常生活圏域が設定されています。

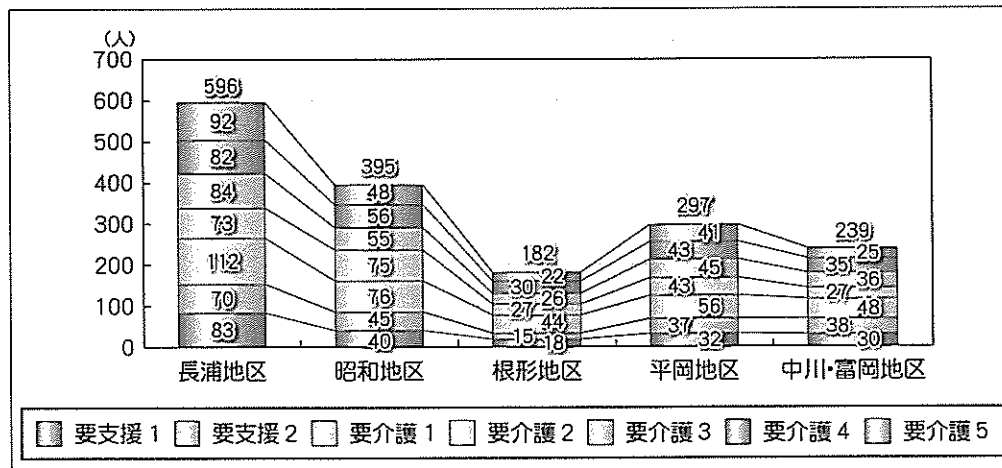
なお、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に諸条件を総合的に勘案することにより、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区としています。



日常生活圏域別の高齢者人口



日常生活圏域別の要支援・要介護認定者数



# 6

## 計画の基本理念

### 基本理念

# ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会

すべての市民が高齢期においても、生きがいを持って活動していけるように地域全体で支援していくとともに、心身の状態によって何らかの支援が必要になった場合でも、自分らしい生活のできる環境を作っていくことが大切です。

特に、長寿化に伴い、例えば仕事を退職した後の高齢者の生活期間は長期に及び、「第2の人生」をいかに充実させて暮らすかということは、高齢者の大きなテーマになっています。「余生を送る」といった過去のイメージから変化した、豊富な経験と知識を生かした生活を送ることや、加齢に伴う心身の変化に向き合いながら生活することは、高齢者の暮らしやすい社会を作る上で重要な要素となります。

本計画は、健康の維持と介護予防、地域の支援体制の整備等により、高齢者が身近な地域の中で、地域の人たちとお互いに理解し協力し合い、ともに支え合いながら、心身ともに豊かな生活を送ることができるような環境を構築していくためのものです。

### 計画の基本目標

- 1 高齢者が健やかに  
喜ばせる生きがい対策の充実
- 2 高齢者が安心して快適に  
喜ばせるまちづくり
- 3 介護保険制度の円滑な運営と  
地域包括ケアの推進

### 計画の基本方針

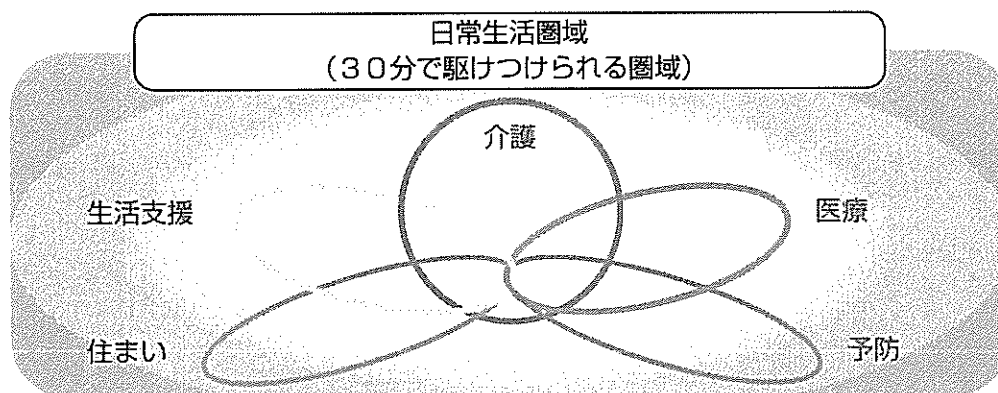
- 1 健康づくり・  
介護予防の推進
- 2 生きがい活動の支援
- 3 福祉サービスの充実
- 4 認知症支援と  
権利擁護の推進
- 5 安全・安心な  
地域づくりの推進
- 6 介護サービスの充実
- 7 地域包括ケアの推進

## 計画の重点施策

### 1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアの考え方に基づいた高齢者福祉・介護事業の推進が求められています。

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的、継続的に行われることとされています。



### 2 医療と介護の連携による地域支援体制の構築

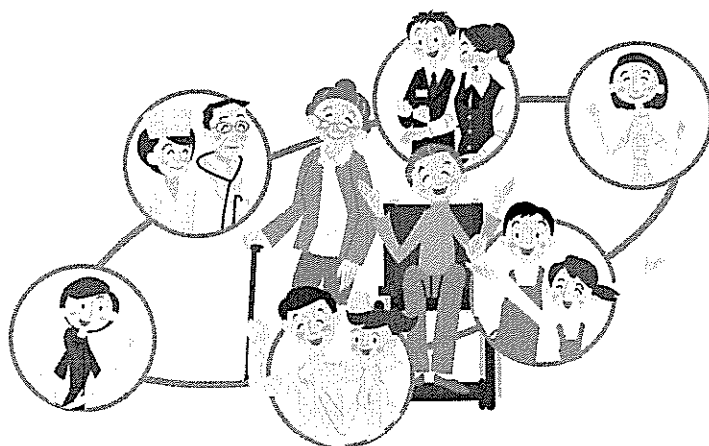
今後、高齢化の進展や医療ニーズの高い高齢者の増加により、医療と介護との連携は、高齢者を支える上でより一層重要となると考えられます。

現在、民間医療機関により整備が進められている回復期リハビリテーション病棟等の地域資源を有効に活用し、医療と介護に関わるスタッフが密接に連携して、高齢者が切れ目なくサービスを受けることができる支援体制の構築を目指します。

### 3 認知症支援を通じた地域の支え合い

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数も大幅に増加することが予想されています。認知症は、進行とともに介護ケアのニーズが大きく変化することから、初期段階から終末期に至るまで、本人の状態に応じて医療と連携した適切な相談支援とサービス提供が行われることが重要です。

認知症になっても住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を継続できるようなまちづくりを目指し、民生委員・児童委員をはじめ、市民、介護サービス事業者、医療関係者等に更なる知識の普及を図り、それぞれの役割に応じた取り組みを通じて、身近な地域での支援体制づくりを推進します。










# 8 施策の推進

★ 新規事業

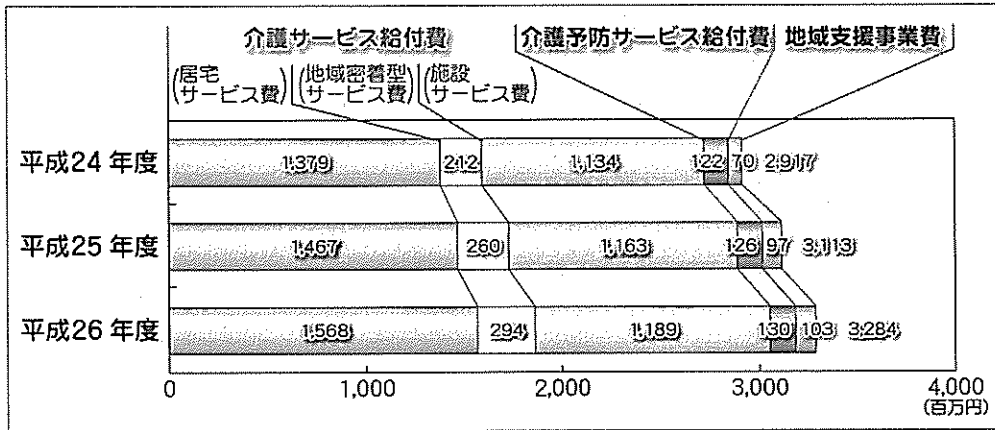
基本目標	基本方針	施策	事業名
1 高齢者が健やかに暮らせる生きがい対策の充実	1. 健康づくり・介護予防の推進	(1) 健康づくりの推進	①健康づくり支援センター管理事業 ②成人保健指導事業 ③健康相談事業 ④転倒予防のためのスクエア・ステップ教室 ⑤骨元気相談
		(2) 疾病予防の推進	①特定健康診査及び特定保健指導の実施 ②後期高齢者検診の実施 ③各種がん検診事業 ④人間ドック検診料の助成 ⑤歯科検診事業 ⑥訪問指導事業
		(3) 介護予防の推進	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業対象者施策評価事業 ④二次予防事業対象者把握事業 ⑤通所型介護予防事業(シニア元気塾) ⑥訪問型介護予防事業 ⑦二次予防事業対象者施策評価事業 ⑧介護予防ケアマネジメント
	2. 生きがい活動の支援	(1) 老人クラブ(シニアクラブ)の充実	①シニアクラブ活動助成事業
		(2) 生きがい就労対策の充実	①シルバー人材センター育成事業 ②雇用促進奨励金の交付
		(3) 社会参画の促進	①総合型地域スポーツクラブ活性化事業 ②高齢者スポーツ大会事業 ③高齢者生きがい促進事業(高齢者学級) ④市民活動支援事業 ⑤生涯学習ボランティア養成事業 ⑥保育所児童世代間交流事業 ⑦介護支援ボランティア制度の検討★



基本 目標	基本 方針	施策	事業名	
<p>2 高齢者が安心して快適に暮らせるまちづくり</p>	<p>1. 福祉サービスの充実</p>	<p>(1)福祉サービスの充実</p> 	<p>①高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業 ②生きがい活動支援通所事業(いきいきサロン) ③生活支援短期宿泊事業 ④外出支援事業(移送サービス) ⑤高齢者等生活支援用具給付貸付事業 ⑥救急医療情報キット配布事業 ⑦高齢者バスハイク ⑧訪問歯科事業 ⑨理容師派遣事業 ⑩家族介護用品支給事業 ⑪家族介護慰労金支給事業 ⑫敬老事業 ⑬はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 ⑭日常生活支援事業★</p>	
		<p>(2)互助・インフォーマルな支援</p>	<p>①ボランティアセンターの充実 ②ボランティアコーディネーターの養成 ③給食(配食)サービス ④移送サービス事業 ⑤電話訪問サービス(ほっとテレホンサービス) ⑥地域ふれあいサロンの開設★</p>	
		<p>(3)高齢者福祉施設等の充実</p>	<p>①老人福祉会館運営事業 ②養護老人ホーム ③軽費老人ホーム(ケアハウス等)</p>	
	<p>2. 認知症支援と権利擁護の推進</p>	<p>(1)認知症支援策の推進</p>	<p>①認知症家族のつどい ②認知症サポーター養成講座の開催 ③「認知症サポーターの家」のステッカー配布 ④「認知症あんしんマップ」の活用 ⑤認知症に関する講演会の開催 ⑥医療との連携 ⑦徘徊老人等SOSネットワーク事業 ⑧認知症機能評価支援システム★</p>	
		<p>(2)権利擁護の充実</p>	<p>①成年後見制度利用支援事業 ②高齢者虐待防止事業 ③消費生活相談員出前講座★</p>	
		<p>(3)住環境の整備</p>	<p>①災害時要援護者避難支援対策 ②救急・地域医療体制の整備 ③高齢者宅防火診断 ④木造住宅耐震化促進事業</p>	
	<p>3 地域包括ケアの推進</p>	<p>1. 介護サービスの充実</p>	<p>(1)居宅サービスの推進</p>	<p>①介護予防居宅サービス ②介護居宅サービス</p>
			<p>(2)施設サービスの充実</p>	<p>①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設</p>
			<p>(3)地域密着型サービスの充実</p>	<p>①認知症対応型共同生活介護 ②認知症対応型通所介護 ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
	<p>2. 地域包括ケアの推進</p>	<p>(1)地域包括支援センターの機能強化</p>	<p>①サブセンター整備事業★</p>	
<p>(2)医療との連携</p>		<p>①地域の医療機関との連携 ②君津木更津認知症対策連絡協議会への参加★</p>		
<p>(3)地域づくりの推進</p>		<p>①高齢者見守りネットワークの構築★ ②高齢者の日常生活支援、地域コミュニティの強化★ ③地区社会福祉協議会の運営強化</p>		

# 介護保険給付費等の推計

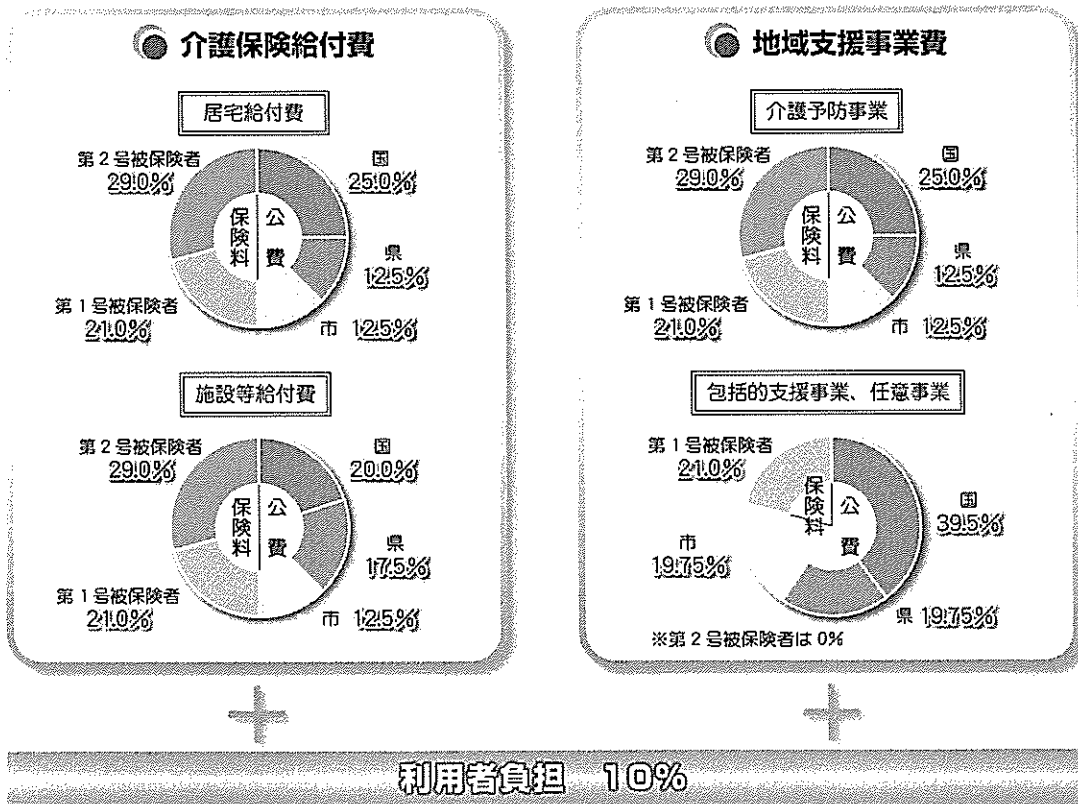
## ● 保険給付費・地域支援事業費の見込額



## ● 第5期計画期間の費用負担割合

介護保険給付費及び地域支援事業費(介護予防事業)の負担割合は、公費と被保険者の保険料でそれぞれ50%ずつと定められています。第1号被保険者の負担割合は21.0%、第2号被保険者の負担割合は29.0%となります。

地域支援事業費(包括的支援事業、任意事業)の負担割合は、国の負担割合が39.5%に、県及び市の負担割合が19.75%に、それぞれ変更されました。第1号被保険者の負担割合は21.0%となります。



## 所得段階別保険料の見込額

第4期計画 所得段階	第5期計画 所得段階	対 象 者	算定 方法	保険料額
第1段階	第1段階	生活保護受給者、市民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.45	年額 24,840 円 月額 2,070 円
第2段階	第2段階	市民税世帯非課税で、前年の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 80 万 円以下の方	基準額 × 0.48	年額 26,496 円 月額 2,208 円
第3段階	第3段階-1	市民税世帯非課税で、前年の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 80 万 円を超え 120 万円以下の方	基準額 × 0.73	年額 40,296 円 月額 3,358 円
	第3段階-2	市民税世帯非課税で、前年の合計所得 金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.75	年額 41,400 円 月額 3,450 円
第4段階-1	第4段階-1	世帯に市民税課税者がいるが、市民税本 人非課税で、前年の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.91	年額 50,232 円 月額 4,186 円
第4段階-2	第4段階-2	世帯に市民税課税者がいるが、市民税本 人非課税で、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80 万円を超える方	基準額 × 1.00	年額 55,200 円 月額 4,600 円
第5段階	第5段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 125 万円未満の方	基準額 × 1.16	年額 64,032 円 月額 5,336 円
第6段階	第6段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 125 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.25	年額 69,000 円 月額 5,750 円
第7段階	第7段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 190 万円以上 400 万円未満の方	基準額 × 1.50	年額 82,800 円 月額 6,900 円
第8段階	第8段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × 1.75	年額 96,600 円 月額 8,050 円
	第9段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 500 万円以上 600 万円未満の方	基準額 × 1.80	年額 99,360 円 月額 8,280 円
	第10段階	市民税本人課税で、前年の合計所得金 額が 600 万円以上の方	基準額 × 1.85	年額 102,120 円 月額 8,510 円

企画・編集 ● 袖ヶ浦市 福祉部 高齢者支援課

住所 ● 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 ● (0438)62-2111 (代表) FAX ● (0438)62-3165

URL ● <http://www.city.sodegaura.chiba.jp/>